

国立大学法人東京医科歯科大学短期雇用職員の 就業に関する規則

平成20年6月26日
規則第28号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、非常勤職員（常勤を要する職員（以下「常勤職員」という。）以外の職員をいう。）のうち、季節的又は臨時的に発生する単純労務業務に短期間従事する者（以下「短期雇用職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遵守義務）

第2条 大学及び短期雇用職員は、それぞれの立場で職員就業規則及びこの規則を誠実に遵守し、業務に当たらなければならない。

第2章 雇用等

（採用）

第3条 短期雇用職員の採用は、選考によるものとする。

（雇用予定期間）

第4条 短期雇用職員の雇用予定期間は、2か月を超えない範囲で個別に定める。

2 短期雇用職員の雇用予定期間は、労働条件通知書により明示する。

（雇用上限年齢）

第4条の2 短期雇用職員の労働契約の締結又は更新は、原則として、当該職員の年齢が満65歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて行うことはない。

（自己都合による退職手続）

第5条 短期雇用職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を希望する日の14日前までに、辞職願を提出しなければならない。

第3章 労働時間、休憩、休日

（所定労働時間）

第6条 短期雇用職員の1週間の所定労働時間は、4週間単位の変形労働時間制によるものとし、平均して1週間当たり35時間以内とする。ただし、第3項ただし書きの短期雇用職員については、40時間以内とすることができる。

2 前項の変形期間の起算日は、平成20年7月20日とする。

3 1日の所定労働時間は、7時間以内とする。ただし、管理監督者が管理できる等の場合、8時間とすることができる。

（始業及び終業の時刻）

第7条 短期雇用職員の勤務の始業及び終業の時刻は、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

（休憩時間）

第8条 短期雇用職員の休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 1日の労働時間が6時間を超える場合

午後0時から午後1時までを基本とし、前条の始業及び終業の時刻に応じて、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

(2) 1日の労働時間が6時間以内の場合

必要に応じて、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

2 業務の都合上必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、休憩時間の時間帯を変更することができる。

（休日）

第9条 短期雇用職員の休日は、個別に定め労働条件通知書に明示するものとする。

2 前項の休日は、変形期間内ごとに平均して1週間当たり1日以上置き、第6条に規定する労働時間となるように割り振るものとする。

（事業場外の労働）

第10条 短期雇用職員が、労働時間の全部または一部について、大学の職務をおびて大学外で労働する場合であって、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。

（時間外及び休日労働）

第11条 短期雇用職員に対しては、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命じないものとする。ただし、業務のため必要がある場合は、第6条から第9条までの規定にかかわらず、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。

2 前項ただし書の場合において、法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第32条から第32条の3までの労働時間をいう。以下同じ。）を超える労働又は法定休日（労基法第35条の休日をいう。以下同じ。）における労働については、本学は職員の過半数を代表する者と労基法第36条第1項の時間外及び休日の労働に関する協定を締

結し、これを、あらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

（休日の振替）

第 1 2 条 所定休日に労働することを命じた場合の休日の振替は、労働することを 命じた休日の属する変形期間内の労働日を休日に変更するものとする。

（時間外労働における休憩時間）

第 1 3 条 休憩時間が 1 時間未満の短期雇用職員に対して、前条の規定により時間外労働を命ずる場合に、1 日の労働時間が 8 時間を超えるときは、1 時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

（特別休暇及び病気休暇）

第 1 4 条 学長は、次の各号に掲げる場合には、短期雇用職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 6 週間以内に出産する予定である女性の短期雇用職員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

(2) 女性の短期雇用職員が出産した場合

出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性の短期雇用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(3) 短期雇用職員が地震、水害、火災その他の災害時において、短期雇用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

(4) 短期雇用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため労働しないことが相当であると認められる場合

2 日の範囲内の期間

(5) 短期雇用職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の子が 1 歳に達する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため労働しないことが相当であると認められる場合

当該期間内における 5 日の範囲内の期間

(6) 不妊治療を受ける短期雇用職員が、その通院等のため労働しないことが相当であると認められる場合は、1 の年度において 5 日（体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は 1 0 日）の範囲内の期間

(7) 前各号に規定するほか、特別な事由等により、出勤することが著しく困難である又は労働しないことがやむを得ないと学長が特に認めた場合は、必要と認められる期間

2 学長は、次の各号に掲げる場合には、短期雇用職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 短期雇用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その労働しないことが

やむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (2) 短期雇用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないとみとめられるとき
必要と認められる期間

- (3) 短期雇用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (4) 短期雇用職員の親族（別表第1の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、短期雇用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡にともない必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるとき 親族に応じて別表第1に掲げる連続する日数の範囲内の期間

- (5) 削除

- (6) 削除

- (7) 生後1年に達しない子を育てる短期雇用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日に2回それぞれ30分以内の期間（男性の短期雇用職員にあっては、その子の当該短期雇用職員以外の親が、当該短期雇用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合 1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (8) 短期雇用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- 3 学長は、次の各号に掲げる場合には、短期雇用職員に対して当該各号に掲げる期間の無給の病気休暇を与えるものとする。

- (1) 女性の短期雇用職員が生理日における就業が著しく困難なため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (2) 短期雇用職員が職務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- 4 前3項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。ただし、第1項第1号及び第2号に掲げる場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。

- 5 前項により、1時間又は1分を単位として与えられた第1項第4号から第6号の休暇を日に換算する場合には、当該休暇を与えられた短期雇用職員の所定労働日1日当たりの労働時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。）をもって1日とする。

- 6 特別休暇及び病気休暇の承認については、常勤職員の例に準じて取扱うものとする。

（労働しないことの承認等）

- 第15条 短期雇用職員は、休憩時間、休日又は休暇のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる一定の期間につき有給により労働しないことの承認を受けることができる。

- (1) 労働時間中において職員組合と交渉をおこなうとき 必要と認める時間
- (2) 苦情相談部から事情聴取を求められたとき 当該事情聴取等に応ずるために必要な時間
- 2 短期雇用職員は、休憩時間、休日又は休暇のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる一定の期間につき、無給により労働しないことの承認をうけることができる。
 - (1) 指定したレクリエーションに参加を承認されたとき 1の年度において16時間の範囲内の時間
 - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第22条の規定に基づき、労働時間内に保健指導又は健康診査を受けるとき 別表第2に定める範囲の時間内
 - (3) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき
所定労働時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内の時間
- 3 前2項の期間の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。
- 4 短期雇用職員が、国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第47号。）第37条の規定により就業を禁止されたときは、その期間については有給とする。
- 5 労働しないことの承認及び就業の禁止の手続については、常勤職員の例に準じて取扱うものとする。

（労働時間の管理の方法）

第16条 短期雇用職員の労働時間の管理の方法については、別に定める。

第4章 給 与

（給与の決定）

第17条 短期雇用職員の給与については国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

第5章 社会保険

（社会保険）

第18条 労働時間が週20時間以上で31日以上雇用が見込まれる短期雇用職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、その適用をうける。

第6章 雑 則

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年１０月２８日規則第５４号）

この規則は、平成２０年１１月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２６日規則第５９号）

この規則は、平成２１年５月２１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第２９号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月２３日規則第３８号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１月５日規則第３号）

１ この規則は、令和４年１月５日から施行し、令和４年１月１日から適用する。

２ この規則で、第１４条１項１号から２号の新設および、第１４条２項５号から６号の削除および、第１４条４項の適用については、令和４年４月１日から施行する。この規則の施行日前日において、現に産前又は産後休暇を使用している職員については、当該休暇期間中の給与は、改正後の第１４条１項１号から２号の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和４年８月２６日規則第１１６号）

この規則は、令和４年８月２６日から施行し、令和４年８月１日から適用する。

附 則（令和４年１０月１１日規則第１３６号）

この規則は、令和４年１０月１１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年２月２日規則第１７号）

１ この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２ 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第４条の２の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満６５歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	満６１歳
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	満６２歳
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	満６３歳
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	満６４歳

別表第 1 （第 1 4 条関係）

親族	日数
配偶者	7 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日 （短期雇用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は 7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日 （短期雇用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は 7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日 （短期雇用職員と生計を一にしていた場合 7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日 （短期雇用職員と生計を一にしていた場合は 5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日 （短期雇用職員と生計を一にしていた場合は 3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日 （短期雇用職員と生計を一にしていた場合は 3 日）
おじ又はおばの配偶者	1 日

別表第 2 （第 1 5 条関係）

妊産婦である女性職員の労働制限

期 間	労働しないことを承認できる回数等	備 考
妊娠満 2 3 週まで	4 週間に 1 回（1 日の所定労働時間の範囲内で必要と認められる時間。以下同じ。）	医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数
妊娠満 2 4 週から満 3 5 週まで	2 週間に 1 回	
妊娠満 3 6 週から出産まで	1 週間に 1 回	
産後 1 年まで	その間に 1 回	